②－４　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
③最終製品販売量		
③－１　国内販売（供給）量		/月
③－２　国外販売（供給）量		/月

（注１）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。
（注２）取組実施後の直近の事業年度の実績をもとに記載すること。
（注３）いずれの項目についても、単位（台、式、ｔ等）の記載を行うこと。
（注４）必要に応じ、行を追加して記載すること。
（注５）原材料等の供給状況を把握するため、特定重要物資等の生産のために基幹的な役割を果たす原材料と位置づけるものについて記載すること。
（注６）記載対象は、取引量の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

４　実施した特定重要物資等の供給確保のための取組の実績

取組番号	取組の内容
１	（例）●●製造設備の能力増強 ・・・
２	

（注１）取組の内容については、供給確保計画と実績の比較を含め、報告すること。
（注２）株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。
（注３）３以上の取組を実施する場合は、行を追加して記載すること。

５　目標の達成状況

特定重要物資等の品目名：	
計画時の目標数値	
目標数値の達成状況	

（注）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加して記載すること。

６　特定重要物資等の安定供給確保のための取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実績

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。

○厚生労働省経済産業省環境省令第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第四十二号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令を次のように制定する。

令和八年九月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質を定める省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一　アマニ油脂肪酸の二―（ペルフルオロアルキル）エチルエステル（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十二までのものに限る。）

二　アンモニウム＝二―（ペルフルオロアルキル）エチル＝スルファート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十までのものに限る。）

三　三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十一・十一・十二・十二・十二―イコサフルオロドデカ―二―エン酸

四　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二・十二―イコサフルオロ―十一―（トリフルオロメチル）ドデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアート

五　四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十三・十三・十三―イコサフルオロ―二―ヒドロキシ―十二―（トリフルオロメチル）トリデシル＝二水素＝ホスファート

六　一・一・一・一・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―イコサフルオロ―十―ヨード―二―（トリフルオロメチル）デカン

七　一・一′―［オキシビス（プロパン―一・二―ジイルオキシ）］ビス（四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二・十三・十四・十四・十五・十五・十五―ペンタコサフルオロペンタデカン―二―オール）

八　一・一・一・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十三・十三・十四・十四―オクタコサフルオロ―十四―ヨード―二―（トリフルオロメチル）テトラデカン

九　ジアンモニウム＝四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十三・十三―イコサフルオロ―二―ヒドロキシ―十二―（トリフルオロメチル）トリデシル＝ホスファート

十　ジアンモニウム＝四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十三・十三・十四・十五・十五―テトラコサフルオロ―二―ヒドロキシ―十四―（トリフルオロメチル）ペンタデシル＝ホスファート

十一　ジアンモニウム＝四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十三・十三・十四・十四・十五・十五・十六・十六・十七・十七―ノナコサフルオロ―二―ヒドロキシヘプタデシル＝ホスファート

十二　ジアンモニウム＝四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十三・十三・十三―ヘンイコサフルオロ―二―ヒドロキシトリデシル＝ホスファート